

【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市介護保険運営協議会】

会 議 録

- 開示
一部開示 (理由:条例第 条第 号 該当)
不開示
時限不開示 (開示: 年 月 日)

市長	副市長	市民部長	所長	室長	次長	係長	記録

作成日 平成 30 年 10 月 17 日

日	平成 30 年 10 月 16 日 (火)	時間	13:57 ~ 16:00	場所	糸魚川市役所 201. 202 会議室	
件名	糸魚川市介護保険運営協議会 (糸魚川市地域包括支援センター運営協議会、糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)					
出席者	<p>【委員】 出席委員 14 人 (欠席委員なし) 倉又孝好委員 (会長) 横澤陽子委員 (副会長) 梅田慶一委員 竹内博文委員 金子裕美子委員 大縫曜子委員 森奎子委員 秋山哲委員 齋藤伸一委員 楠田法宣委員 横土純委員 金子恭治委員 金子正樹委員 渡邊和紀委員</p> <p>【事務局】 10 人 市民部 山本部長 (途中退席) 福祉事務所 川合所長 嶋田次長 介護保険係 陶山係長 須澤主査 高津主査 高齢係 塚田係長 山岸保健専門員 加藤主査 立川保健師</p> <p>【関係者】 5 人 地域包括支援センターよしだ 日沼主任介護支援専門員 糸魚川総合病院地域包括支援センター 清岡主任介護支援専門員 地域包括支援センターみやまの里 鷺澤保健師 能生地域包括支援センター 塚田主任介護支援専門員 地域包括支援センターおうみ 木嶋社会福祉士</p>					

会議要旨

1 開会 (13:57)	※傍聴者なし
事務局	本協議会は傍聴可能で公開となっていること、議事は後日市のホームページ上で公開されることを説明。 会議次第「3 (1) ③ 会長あいさつ」まで進行をつとめる旨を述べる。
2 市民部長あいさつ	
事務局	介護保険は平成 12 年度制度開始で、今現在 19 年が経過。制度当初は国の予算で

3.6兆円だったが、平成26年度には10兆円を超え、大きく経費が伸びている。本市においても国同様、介護保険経費が増加傾向で、平成18年度は39.6億円であったが、平成29年度の決算では56.9億円の経費となっている。これらは、介護認定者の増加とサービス充実に伴う増と考えられるが、経費が増加すると保険料もあがる。そういった意味で、介護を受けなくても健やかに過ごしていただけるバランスが大切と考えている。本日、お手元にお配りした本市高齢者の状況、介護認定の状況に関するデータ等についてご説明するが、皆様方に住み慣れた町で、元気に健やかに過ごしていただけるよう、また介護保険制度がよりよいものとなるよう、どのような施策が必要なのか皆様方からご意見を頂戴したい。

3 報告・協議事項

(1) 全体に係る事項

① 委員について

事務局 本年度委員を改選した。平成33年3月31日まで3年間の委嘱となる。
資料No.1の名簿順に自己紹介

② 会長・副会長の選出について（資料No.2）

事務局 運営協議会は糸魚川市介護保険条例により設置されているが、役員についての規定がないため、今までも運用上定めており、今回も互選によりお願いしたい。事務局一任の声があり、事務局では、会長に倉又委員、副会長に横澤委員にお願いしたい旨を説明。委員からの賛同により決定。

③ 会長あいさつ

会長 再び会長に選出された。介護保険制度を利用される方と保険料を納める方、相反する内容の計画であり、会長の任は重いと感じると同時に身の引き締まる思い。今年度は第7期計画の初年度。糸魚川市は全国平均、県平均よりも高齢化率高く、認定者数も多い状況。このことは、より多くの介護サービスが必要で、その分保険料も多く納めていただかなければならないことを示している。「サービスは厚く、介護保険料は安く」というジレンマがあるが、これまでみなさんが培った知恵や経験をいただきながら、多くの市民が納得できる介護保険事業が行われるようお願いしている。

④ 担当職員について

事務局 資料No.3により、介護保険係、高齢係、並びに各地域包括支援センター職員の自己紹介

(2) 糸魚川市介護保険運営協議会

① 運営協議会の任務・役割について（資料No.2）

事務局 資料No.2により、説明。

② 介護保険制度の概要について（資料No.4、5）

事務局 資料No.4、資料No.5により、介護保険制度の概要、運営状況を説明。

③ 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について（資料No.6、7）

事務局 資料No.6、資料No.7により、説明。

〈調査審議〉

① ②について 質疑なし。

③について

委員 グループホームおしあげは今年5月開所。働く人がいなくて半分しか利用できていないというところまでしか聞いていない。その後の状況はいかがか。

事務局 事業所の関係で、18人定員であるがフルオープンできてはいない状況。今現在、当初1ユニットしか稼働していなかったところ、1ユニットと6人くらい稼働している。従業者がそろい次第、フル稼働できるかと思っている。私どもも2月に1回運営推進会議で現地へ行って、事業所の方や利用者の声を聞きながら、情報収集して進めてまいりたい。

委員 定員が全部入れるような状況にいつなるかはまだわからない状況か。

事務局 今のところ、事業所も人材確保に努めてはいる。

委員 利用したいという利用者さんはいらっしゃるか。

事務局 いらっしゃると思う。

委員 それは、（フル稼働が）待ち遠しい状況ですね。

④ 「介護予防・日常生活支援総合事業」指定事業所の状況について（資料No.8）

事務局 資料No.8により、説明。

〈調査審議〉

委員 基準緩和型サービスについて、利用したことがなく想像がつかないが、現行相当サービスと比べて、基準緩和型サービスは、いわゆる誰でもできるような家事支援と考えているが、そうなると当然単価は安くなると思う。同じ事業所で働いている人で、現行相当サービスへ行く人の給料と、基準緩和型サービスへ行く人の給料では、要するに何を言いたいかということ、まったく違う人がそれぞれのサービスに行っているのかということ。正規のヘルパーさんが現行相当サービスへ行き、それなりのお給料をもらい、基準緩和型サービスへは簡単な研修を受けた人が行き、それで単価が安くなり、利用者としては単価が安くなって利用しやすくなるのか、それともサービスが狭められて思うように利用できなくなるのか、そこへんがわからないので教えてほしい。

事務局 現行相当サービス、従来の予防訪問介護相当サービスについては、有資格の方が

提供されていたサービス。基準緩和サービスは、有資格者プラス市・県の認めた研修会に参加された方が提供できるサービスとなっている。通常の資格は求められていない。

委員 基準緩和型サービスのほうも、有資格者が行くということか。

事務局 行ってもいいということ。有資格者プラス市の認める研修会を受講された方という形になっている。今現在のサービス提供状況では、有資格者の方が基準緩和サービスを提供している状況。本来、市の研修を受けられた方がこちらのサービスを提供していただき、より重度の方の訪問サービスは有資格者の方に提供していただくという国のねらいはあると思う。徐々にシフトしていけるようにしていきたいと考えている。ただ、今現在、基準緩和型サービスを利用している方は1割程度。料金は若干お安くはなっているが、サービスの転換が求められているところかなと感じている。

委員 なぜこのことを詳しくお聞きしたかったかという、非常に高齢者の一人暮らしが増える一方であるから、早いうちから困っていることに対応していただければ、長い期間在宅で頑張れるのではないかと考えており、基準緩和型サービスがそのへんをクリアしていけるものであればいいなと思ったから。

⑤ 新規事業所の開設・休止について（資料No.9）

事務局 資料No.9により、説明。

〈調査審議〉 質疑なし

—休憩（15：10～15：15）—

（3）糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

① 運営協議会の任務・役割について（資料No.2）

事務局 資料No.2により、説明。

〈調査協議〉 質疑なし

② 地域包括支援センターの事業について（資料No.10、11）

事務局 資料No.10により、説明。

資料No.11により、説明。

〈調査協議〉 ①について質疑なし

②について

委員 資料No.11の収支予算書で、収入と支出の金額があっていないところがあるがこれでいいのか。

事務局 これについては、各法人にも確認したが、合わない部分は、当市からの委託料では足りないところがあることから、予算段階で各法人からの持ち出し金を加えて

いるところがあるということで、当方もそういう解釈でいる。

委員 今の説明でわかりにくかったので、もう一度わかりやすく説明してください。

事務局 委託料の範囲で予算を組んでいただくのが基本だが、委託料で足りない部分は法人からの持ち出しもあるということ。

委員 介護予防の方は？

事務局 介護予防のほうは、介護予防ケアマネジメントを行った実績によるので、その実績を各法人がどのように組んでいるかというところ。

委員 予算計画だから、まだわからないはず。まだわからないのに、収入と支出が合わないのは、何か意味があるのか。

事務局 委託料のチェックはしていたが、収支のバランスについては各法人に確認したい。

委員 みなさんに資料として配布して、市としては、これでいいとしてこの予算書を受け取ったわけだから、何か意味があるのでは。

委員 予算は収入支出が同額となって然るべきと質問されているわけだから、糸魚川市が監督官庁である以上は、そうならない部分は確認して、12月に予定している会議のときに説明すべき。例えば、先ほど口頭で説明のあった法人負担分は、収入にその額を入れれば、支出と同額になる。そのように記載してはどうか。私もちょっと理解できない。今日はこの件は保留としたい。

委員 糸病包括さんの決算書の収入のところ、摘要欄に「ぐりーん調査」とあるが何か。

事務局 有償ボランティアのぐりーんバスケットさんの利用で、要件にあてはまるかの調査。介護度がついている方、もしくは総合事業対象者の方であれば、きちんと基準を満たしているのだが、ぐりーんバスケットだけを使いたいが、介護度はついていないという方は、基本チェックリストをベースとした調査をさせていただいている。その調査については包括委託業務外となっているので委託料をお支払いしている。

委員 要するに、ぐりーんバスケットを使えるかどうかの調査をしている、ということか。

③ 指定介護予防支援業務の委託について（資料No.12）

事務局 資料No.12により、説明。

〈調査協議〉 質疑なし

（４） 糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

① 運営委員会の任務・役割について（資料No.2）

事務局 資料No.2により、説明。

② 地域密着型サービス事業所の開設状況について（資料No.13）

事務局 資料No.13により、説明。

〈審議〉①②とも質疑なし

(5) 意見交換

委員 先ほどの小規模多機能、これから公募するとのこと。そういう所出てきてほしいと願っている。何年か前に、小規模多機能事業所を公募したとき、全く集まらず。国のほうでの料金設定、事業所への料金設定を安くしてしまい、儲からないという状況でなかなか参入できなかったのでは。しかし家族としては、小規模多機能型サービスにたいへん期待している。例えば、小規模多機能型サービスを利用している人は、朝本人が起きて着替えもおむつ替えもせず送り届けて、そこで着替えや朝ごはんを済ませてもらって1日過ごす。家族はそのまま仕事に行ける。残業の日は、夕方まで面倒見てもらえる。仕事と介護の両立を可能にできるサービス。既存のデイサービスだと、9時から4時という所が多い。また、認知症の人にとって環境が変わるということは大変不安なことだが、小規模多機能型サービスで、何かあったときはそのままお泊りもでき、職員も顔なじみの関係。本当に小規模多機能型サービスは、今後もっと増えてほしい。そうすれば、家族が在宅で頑張れる、認知症であっても1人暮らしがかなりの期間可能と考えている。公募するときは、地域住民の方にも小規模多機能型サービスの使い方をもっと周知してほしい。また、残念ながら小規模多機能型サービスのお泊りのサービスを特養の入所待ちの待機所みたいに（使っていて）、ずっとそこで寝起きしている方がいて、本当にショートを利用したいときに利用できないという状況もある。小規模多機能型サービスをどのように使えばみんなに有効であるか、これから力を入れて取り組んでいただきたい。

事務局 地域密着型サービスの中でも小規模多機能は、あらゆる場面に対応できるサービスということで、かなり有効性が高いと考えている。また、そこで働くスタッフさんも少人数で関わるため、顔見知りの関係ができるのもメリットと考えている。私どもも第5期くらいから公募させていただいている中で、事業所さんのほうで、多岐に渡るサービスに対応するのが困難という話もあり、なかなか整備が進まない状況がここ何年も続いている。また、介護に携わる人が少ないということもある。第7期の中で公募して、手挙げしてもらうのは難しいかもしれないが、私どもとしても期中に1か所整備したいと考えているのでお知恵を拝借したい。

4 その他（次回日程等）

事務局 地域包括支援センター運営協議会を12月20日午後2時から、年明け介護保険運営協議会を開催予定。

5 閉会（福祉事務所長あいさつ）

事務局 人生 100 年時代。すべての方が健康で長生きしていただくことが大事。先ほどの資料の中で、糸魚川市の介護保険料は県内で 18 番目ということで、非常に安価になっている。裏を返せば非常に健康な老人が多いということ。高齢者等が要介護状態になった場合は、安心して生活ができる環境整備を、関係機関・地域と一体となって進めていきたい。課題は多いが、委員の皆様には今後ともご協力をお願いしたい。

